

第6条（報酬の請求、支払いおよび報酬額）

- 1 弊社が求人企業に紹介した採用決定者（以下、丙という）の初年度理論年収の35%を紹介手数料（消費税別）とする。なお、振り込み手数料は求人企業の負担とする。

理論年収とは、丙の月次給与及び理論上の通年賞与を含む14か月分にその他、交通費以外の諸手当を合計した金額を指す。諸手当には、所定外労働手当や歩合給、業績給、報奨金、一時金などをあらかじめ算定できる範囲で含む。なお、通年賞与とは賞与計算対象期間を全期間勤務したのものとして1年間に支給されるべき総額とする。ただし、採用時において、賞与金額の全部または一部が特定されない場合、弊社は、求人企業から前年度の賞与支給実績の開示を受け、見込まれる賞与金額を合理的に算出し、想定年収に含める。また、試用期間中やその他入社初年度のみに適用される雇用条件があるときは、それが適用されなかった場合に1年間に支給されるべき総額に基づき算出するものとする。1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とする。

- 2 弊社は、紹介手数料の発生した日の属する月の末日までに、求人企業に対し、紹介手数料の支払を請求する。
- 3 求人企業は、弊社に対し、前項の請求を行った日の属する月の翌月の末日までに、弊社が指定した銀行口座へ振り込む方法により、紹介手数料を支払うものとする。